

## 第5回河南町総合計画審議会会議録

日時：平成21年10月2日

午後1:30～午後4:00

場所：役場4階 大会議室

### 〈出席委員〉

廣谷委員、小山委員、中川委員、田中委員、北村委員、寺西委員、宮本委員、寛委員、林委員、戎谷委員、村上委員、槇野委員、柴田委員、松井委員、大門委員、瀧委員、中山委員、内田委員、辻井委員、谷口委員、平委員、駒崎委員、堀井委員

### 〈事務局〉

総務部：大橋総務部長、森田企画財政課長、奥野企画財政課長補佐、和田企画係長

総合政策担当：新田総合政策担当理事、中海主査

### （開 会）

寺西会長：ただ今から第5回河南町総合計画審議会を始めさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。座らせていただきます。委員の皆さま方におかれましては、公私とも本当にお忙しい中、大勢の方にお集りいただき誠にありがとうございます。前回の審議会において、新総合計画基本計画案のまちづくり施策大綱5部門の第1章“一人ひとりが輝くまちづくり”につきまして、皆さま方にご審議をいただきましてご意見・ご提案をいただきました。本当にありがとうございました。本日は第2章の“子どもたちの笑顔あふれるまちづくり”と第3章の“安全・安心なまちづくり”についてご審議をいただきたいと思います。委員の皆さま方におかれましては、事務局のご説明を踏まえまして活発なご審議をお願いいたします。

それでは、お手元の審議会次第に従い、本日の会議を進行させていただきますと思います。なお、本審議会委員24名のうち、ご出席委員は23名おられますので、この会議の定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。そうしましたら、お配りさせていただきました資料の確認をさせていただきます。まず、この本日の審議会次第が1枚です。資料1としまして、河南町新総合計画基本計画案でございます。資料2としまして、平成21年度河南町一般会計等予算書付属説明資料でございます。それから資料3としまして、第4回河南町総合計画審議会会議録でございます。資料の配付漏れ等はございませんか。よろしいでしょうか。それから前回の審議会におきまして、“予算書の内容を説明した資料を”とのご提案がございましたので、本日資料2としまして、平成21年度河南町一般会計等予算書付属説明資料をお配りさせていただいております。この資料につき

ましては、今後審議会においても参考資料として使用したいと思いますので、よろしく願いいたします。何かと内容等もそれに触れることがあると思いますので、ご使用いただきたいと思います。また、この資料の説明等はいたしませんので、事務局の方へ個別にご質問していただきたいと思います。

それではまず、審議会を開催するにあたりまして、武田町長からごあいさつをいただきます。町長よろしく願いします。

武田町長：武田でございます。暑いので上着を脱がせていただきたいと思います。私は声大きいのでマイクは大丈夫だと思いますが、雨の中、第5回の総合計画審議会にこうしてお集りいただきまして、誠にありがとうございます。本日の中学校の体育大会があいにく順延となってしまいました。台風も近づいているということでこの先心配でございます。

さて、前回のあいさつの時に総選挙を控えてどういう政権になろうかなという私の思いを述べさせていただきましたが、もうガラッと変わってしましまして、民主党の新しい政権が誕生いたしました。心配事は色々ありますが、民主党の新政権のマニフェストを見る限りでは、私は本町がここしばらく前から進めさせていただいている、例えば子育ての重要性、政府にいたりましては子ども手当だけではいけないのではないか、子どもを育てる環境の方を合わせて整備をしていかないといけないのではないかと議論も起っております。それも本町ではすでに方向として皆さま方の中にも委員がいらっしゃいますが、いろんな方にご相談いただきまして多くの回答をいただいております。そういう子どもを大事にする環境の整備につきましては、今の新政権よりも本町の方が半歩か1歩先に進めさせていただいているかなということで非常に安心をしている訳でございます。ただ、新政権の細かい国策は、今議論中でございますので、一生懸命勉強して今後見守っていきたいと思っています。

前回の審議会でご審議いただきました皆さま方のご意見をちょっと拝見させていただきますましたら、前回はボランティアとは何だというご意見とか、あるいは集会所とコミュニティのあり方だとかいろいろご意見をいただいたと思います。私はごあいさつでいつも退席をさせていただいておりますが、皆さま方のご意見は報告書が上がってきますので逐一拝見をさせていただくようにしております。まさにこの場に居るがごとく拝見させていただいております。今後とも活発なご意見をどしどし言っていただいて、本当に総合計画がだんだん煮詰まってくるという思いを強くいたしております。この総合計画を定める手法については、総合計画委員会なるものを立ち上げました。そのメンバーは庁議と申しまして、各部長級の各部門の長が集まりまして、本町の最高決議機関として庁議のメンバーを始め、この総合計画案に携わっている者、若い人を含めて前回の審議会の議論の検討を含めて次の審議会にご提案をさせていただく案件、説明資料の検討をします。私はいつも申ししていますが、庁議のメンバーは、50歳代からだいたい60歳代までですので、10年後にはそのほとんどがいなくなってしまいます。ですので、もう少し若い人に向って、“あなた達が10年後の生き証人だよ、あなた達の意見

をもっと言ってくれ”ということで庁内では議論を進めています。皆さま方にいろいろご意見をいただいて、その集大成が総合計画になっていくだろうと思っておりますが、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。これをもちまして、本日のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。本日は誠にありがとうございます。

寺西会長： 町長ありがとうございました。

そうしましたら、続きまして次第の3でございます。次第3の河南町新総合計画基本計画案の資料1、第2章の“子どもたちの笑顔あふれるまちづくり”、そして第3章の“安全・安心なまちづくり”について、本日はご審議いただきたいと思ひます。第2章と第3章は今回4項目と7項目に分かれますが、まず、第2章からそして次に第3章に分けてご審議いただこうと思ひます。まず、第2章の“子どもたちの笑顔あふれるまちづくり”につきまして、事務局から説明させていただきます。よろしくお願ひします。

事務局和田： それでは説明の方に入りたいと思ひますが、まず、説明の前に連絡というかお伝えしたいことがございます。前回の審議会におきまして、第1章の部分の表現で「～努めます」という表現が非常に多いというご指摘をいただいております。そして、今回の議題としております第2章・第3章につきましては、出来る限りこの「～努めます」という表現は使わないような形で精査し、そういう形で対応をさせていただいております。第1章につきましてはすでに審議が済んでおりますので、こちらの方につきましては、全ての章についてご審議いただき、それが終わってから改めて修正分を示させていただくという形で対応させていただきますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、これから資料1に基づきまして説明させていただきますが、本日資料2をお配りさせていただいております。時間の都合上もありますので説明の方は省略させていただきます。先程会長からお話いただきましたように、もし何かございましたら個別にこちらの方までお問い合わせいただければと考えております。

事務局奥野： すみません。それともう1点ですが、資料をお配りいただいたほかに、机の上の方にA4、1枚もので資料の方をお配りさせていただいております。前々回だったと思ひますが、駒崎委員さんの方から未就園児の数字が出ないですかという依頼がございまして、本日大変遅くなり申し訳なかつたのですが、健康福祉部の方で資料を作成していただきました分を本日お配りさせていただいております。表の方ですが、5歳児～0歳児と地区別に子どもさんの人数、保育所では中央保育所、委託している保育所とその合計、幼稚園の方ではかなん幼稚園、河内幼稚園、その右側の私立幼稚園、または、自宅保育という欄が未就園児という形になろうと思ひます。年齢ごとの地区別の数字を掲載させていただいております。最後の方に合計としまして全体の地区別の合計、総合計というような形で作っております。本日遅くなって申し訳ありませんがお配りさせていただいておりますので、よろしくお願ひします。

事務局森田： 今の資料で補足ですが、町内の町立保育所及び町立幼稚園での就園のみ、町の方で把握できています。それと、保育所につきましては、町の方から保育を私立の保育所とかに委託している分については、町の方で把握できる数字です。従いまして、私立の幼稚園に独自で行っている方は何人かおられます。その分についての数字は、私達では把握できないので、これでご了承を願いたいということでございます。以上です。

事務局和田： それでは第2章の子どもたちの笑顔あふれるまちづくりにつきまして、説明をさせていただきます。スクリーンの方にもお渡してある資料のポイントとなる部分を表示させていただいておりますので、そちらの方も参考にいただければと思っております。それでは説明を始めさせていただきます。第2章は“子どもたちの笑顔あふれるまちづくり”としまして、子どもたちが安心して健やかに成長できるまちづくりを目指すということで子育て世代への支援や子どもたちの教育、青少年の健全な育成を図っていくというような内容でございます。第2章は、4つの柱で構成しております、1点として子育て支援の充実で、子育ての支援や保育の充実を図っていきます。2点目としまして教育の充実です。3点目としまして家庭と地域ということで、そちらの教育機能の充実です。4点目としまして、青少年の健全育成に努めていくという内容でございます。

まず、1点目の子育て支援の充実のところでございます。少子化ですとか核家族化などで、育児の方法が十分に伝承されにくいことで、子育ての悩みやストレスも多くなっている問題が起っています。保健福祉センターでは一時預かりなどの保育の充実も図っております。また、保育所の定員を増やして対応していますが、それでも待機児童の解消を図る必要がございます。さらに、景気の事情などもございまして、共働き世代が増えていることもありますので、保育の必要性は高まっている状況でございます。これからのまちづくりの方向としましては、安心して子どもを産み育てやすいまちづくりを実現するというので、そのために(1)として子育て支援の充実、2点目としまして妊産婦、乳幼児等の健康の確保と増進の必要があると考えております。

1点目の子育て支援の充実ですが、内容としましては子育て支援の推進で、子育て相談や子育て教室などの取り組みを推進していくことです。2点目としまして、保育の充実及び待機児童の解消で、乳幼児の一時預かりや保育所での朝夕の延長保育など、保育環境の充実を図ります。3点目としまして、児童クラブの充実を図っていくこととございます。4点目は児童虐待の未然防止や保護を図ることとございます。5点目としまして、子育て世代の負担を軽減し、乳幼児医療の助成等を図っていく内容とございます。6点目がひとり親家庭あるいは障がい児に対する医療費などの支援に努めていくことで、負担の軽減を図っていくという取り組みとございます。7点目としましては、ちびっこ広場の充実などで、子どもたちの安心・安全な遊び場所を確保していく内容とございます。これらの取り組みで子育て支援の充実を図っていく内容になっていきます。

2点目の内容としましては、健康という面から子育てを支えていくことと  
ございます。内容としましては、妊産婦健診、乳幼児健診、予防接種など母  
子の健康を図っていくことです。また、妊娠・出産・育児期における母子保  
健指導などを充実しまして、知識の普及など育児支援などに努めていくこと  
とございます。3点目としましては、保育所などで健康的な生活習慣の指導  
を行います。4点目としまして、幼児・児童の急病に対応するために小児急  
病診療体制の充実を図っていく内容です。これらの施策の充実を図りまして、  
子育て支援の充実を図っていきませんが、河南町に子育て世代が定着してい  
ただいたりとか、女性の社会参加をより促進していくためにも、これらの取  
組みの中でも特に(1)の2番目に挙げている保育の充実、待機児童の解消と  
いうところが大切になるのかと考えております。そのため、(仮称)新かな  
ん保育所を設置しまして、当面待機児童の解消に取り組んでいきます。その  
うえで保育と教育を一体的に行える認定こども園などの幼保一元化を図っ  
ていくということを目指していきます。幼保の一元化となりましたら、働く  
お母さんにとりまして保育に限らず、教育面も充実するというところで一つ  
メリットになるのかと思っております。今申し上げましたような保育の部分  
が、本町の子育て環境の整備を図っていく上で、特に重要なポイントになる  
のかと考えています。

子育て支援の充実については以上でございまして、2点目が教育の充実の  
ところとございます。子どもたちの学力・体力の低下については、新聞など  
でよく目にすることが多いと思います。この問題につきましても、学習指導  
要領に基づきまして、また、先生方の創意工夫の中で教育内容の充実を図っ  
ていくことが求められていると考えております。また、幼稚園・小学校とも  
に園児数・児童数が減少傾向になっています。そのため、集団生活そして、  
人間性あるいは社会性を培うなど、学校としての本来の機能が、十分に発揮  
しづらいような状況になってきていることも一つ課題として挙げられるの  
かなと思います。また、施設面につきましても、体育館などの耐震化がまだ  
課題として残っています。以上のような課題に対応するため、これからのま  
ちづくりの方向としまして、教育内容の充実、それからより良い教育条件、  
教育環境の実現を図っていくことがあります。

そのため、幼児教育の充実としては、心身の健全な発達を図れるよう教育  
内容の充実を図っていきます。また、教育環境の向上を図るために耐震化や  
教材の充実をともに図ることです。また、放課後の預かり保育の充実を図っ  
ていきます。それから3歳児保育や幼保一元化の検討を進めていく中で幼児  
教育の充実を図っていく方向で考えていきます。

2点目の義務教育の充実ですが、施策の内容としては、確かな体力・学力  
の育成、国際化や高度情報化社会などに対応できるような教育に取り組んで  
いきます。3点目としまして、心の教育や人権教育などの充実にも努めていく  
ことです。4点目として、障がい児が学びやすいように障がい児教育の充実

を図っていくことです。5点目としまして、安全で安心して学べる教育環境づくりで、教育施設の整備、耐震化等の計画的な施設整備ということです。それから安全・安心な給食提供も図っていきますということで、施設の老朽化や中学校給食のあり方等を今後検討していきます。7点目としまして、より良い教育条件・教育環境の実現で、小学校2校の統合、また、研究ということで小中一貫教育についても研究を進めていきます。以上のような内容で子どもたちの教育について充実していく方向です。その中で、特に地域の方々や子どもたちに影響が大きいのは、(1)、(2)それぞれの最後の項目になるかと考えております。3歳児保育につきましても、低年齢、低年次から受けられます。それと公立の方で3~5歳まで一貫して教育を行っていくというようなメリットがありますので、そういったことを検討していくことです。また、認定こども園等の幼保一元化につきましても、幼稚園問題審議会の方で幼稚園の統合ということも答申をいただいております、保育所問題の関わりの中で発展的に幼保一元化を目指していく方向で考えているという内容です。また、小学校におきましても、小規模校の解消を図ることで、社会性や人間関係などの問題を学校として多様な活動を保持していくというような教育環境を進めるために、2校への統合を進めていくことも考えており、2の教育の充実についてはそのような方向性で記載させていただいております。

続いて、3点目の家庭と地域における教育機能の充実のところでは、学習の面でのしつけや、礼儀作法を身につける面につきましても、近年少子化や核家族化が進行している中で、例えばおじいちゃん・おばあちゃんに叱ってもらったり教えてもらったり、あるいはお兄ちゃんから教わったりという機会が、家庭の中では減少していることも考えられています。また、親が昔ほど子どもを叱らないことになっているなど、今後、核家族化や一人っ子の環境で育った世代がだんだん親になっていくこともあり、育児に対する伝承がうまくいかない問題も出てきており、教育やしつけについての不安や悩みなども増加してくるのではないかと考えられます。そういった中で、子どもの学力の低下や公共の場での不適切な行動などの解決策をしていくためには、家庭への働きかけをすることはもちろん重要ですが、地域として、例えば子どもたちに地域の方々に積極的に声かけをしてもらう形で地域の中で子どもたちを育てていくことも大事かと考えています。こういったことからこれからのまちづくりの方向としまして、子どもの教育についての不安や悩みへの解決を図ります。また、家庭や教育でのしつけ、教育の重要性について啓発を図っていくことが重要であると考えております。学校に任せるのではなくて、家庭や地域の教育も高めていく必要があります。そのための取組みとして、(1)として家庭・地域教育の環境整備、2点目として家庭・地域教育啓発の推進を図っていく方向性です。

(1)の家庭・地域教育の環境整備については、保護者の方達に対し、学習機会や情報の提供あるいは相談にのったりなどで、子どもの教育やしつけに

についての不安や悩みなどの解決を図っていく内容です。また、こども会やPTAなどの団体活動を通じまして、保護者間の交流とか地域活動への参加を促進していく内容になっています。2点目の家庭・地域教育啓発の推進につきましては、家庭あるいは地域において、家庭でのしつけあるいは地域ぐるみでの教育の重要性について、啓発を行っていくことです。

2点目としては、子どもや保護者に働きかけて、子どもへのいじめや暴力をしないように防止を図っていくような内容です。今申し上げたこのような施策を総合的に推進していく中で、家庭と地域の教育機能の充実を実現していくような方向でこの章は考えております。

続きまして、4番目の青少年の健全育成です。青少年の健全育成につきましては、これまで町では青少年指導員連絡協議会と連携して取り組んできたところです。青少年の犯罪が大きな問題となっており、麻薬とかポルノとか害を及ぼすような環境がより身近に迫っています。このようなことから青少年指導員連絡協議会と青少年関係団体等と連携しながら青少年の健全育成を図っていくことが必要と考えております。そのために1点目としまして青少年育成活動の推進を図ります。それとともに2点目として青少年育成環境づくりを進めることが必要と考えております。

1点目の青少年育成活動の推進を図るための取り組みとしまして、自然・文化、スポーツなどの体験活動への青少年の参加促進あるいは活動の機会の拡充を図ります。また、青少年関係団体の育成あるいは活動支援を行い、青少年のさまざまな問題について、指導・相談などの体制の充実を図ります。3点目としまして、非行やいじめ、不登校などの問題等の対応で、未然防止や保護、指導の強化充実を図っていくことです。

それから、2点目の青少年育成の環境づくりを図る取り組みとしまして、麻薬などの有害な社会環境を浄化し、青少年が健やかに育つ環境づくりを推進します。また、広く住民の方々に広報・啓発活動に努め、健全な社会の実現を推進します。今申し上げたようなこのような施策を総合的に推進していく中で、青少年の健全育成を図っていくことを考えております。

第2章の部分につきましては、事務局の案をただ今お示しさせていただきましたが、漏れている項目とかもあると思いますので、このような申し上げた方向性でご協議をお願いしたいと思います。説明は以上です。

寺西会長： ありがとうございます。ただ今の説明に関しまして何かご質問等がございましたら、どうぞ自由にご意見等をお聞かせいただけたらと思います。

寛委員： 5ページの教育環境の向上を図るところで「3歳児保育を検討するとともに、集団生活における人間性・社会性を養う観点から幼保一元化、認定こども園の整備をめざします」と書いているのですが、幼稚園と保育園というのは国の管轄が違います。幼稚園は文部科学省で、保育園は厚生労働省になると思います。これで一元化というのは出来ますか。それが疑問です。

事務局新田： 今ご質問をいただきましたが、そのとおりです。幼稚園は文部科学省で、保育

園は厚生労働省ということで国の管轄は違います。そういう意味で私達が捉えている幼保一元化というのは、現状、幼稚園はやはり幼児数が減ってきていて、一方で社会構造また就労体系の変化に伴いまして保育所の幼児が増えてきています。河南町も例外ではなく、待機児童が増加傾向にある環境が全国的な傾向として出ております。そこで国の方でそれならば幼稚園と保育所を一つにしてはどうかとお互いのいい面をより合わせて一つの体系を作ってはどうかと進めています。今、その図を出していただくことにしまして、その準備の間、話をさせていただきますが、そういう形の制度が実は出来ており、この計画書の中にも出ている認定こども園という型です。町としましても、この認定こども園の方で今検討を進めればどうかと考えています。パワーポイントの方で今準備しているのですが、実は河南町の方で公共施設の再編整備計画というものを一方でやりました。今画面に出ましたのが、保育所と幼稚園の区分です。これが認定こども園の制度の内容です。今、おっしゃっていただいたように幼稚園が左側で、保育所が右側に丸で囲った内容がそれぞれの制度を表現しています。まず幼稚園ですが、これは3歳から就学前の子どもを通わせる場所です。保育所との違いは保育に欠かせない子どもを預かるのが「幼稚園」です。法律的に保育に欠かせないとはご両親がいる、またはおじいちゃん・おばあちゃんが保育できる、そういう家庭環境の子どもたちは幼稚園に通うことになっています。一方、右側の丸の保育所ですが、こちらの方は0歳から就学前の子どもを預かる場所が、保育所となっています。その下の3点目の保育に欠ける子どもを就園させる部分に大きな違いがあり、ご両親が働いていることで保育できないという子どもたちを預かる施設です。ところが、先程申し上げたように就労環境の違いとかまたは、家族構成の変化、核家族の増加、こういう環境の中で保育所のニーズは高まり、幼稚園の方は減少傾向にあるという状況になっています。また、地域から見ても、幼稚園に行く子ども達と保育所に行く子ども達が双方におられる。

一方、小学校でまた一緒になるということで少子化の中にあっては、子ども達は地域で集団が出来にくい、または、幼稚園と保育園が一緒にある以上、そういった環境になってしまっているならば1つにしてしまえばどうかということで、平成18年度に制度が立ち上がりました。町としましても、先程の課題でありました3歳児保育の就園も含めまして、将来的にこの認定こども園の整備を進めたいということで今回の基本計画に表現をさせていただいております。以上です。

寺西会長： ありがとうございます。よろしいですか、どうぞ。

瀧 委員： 家庭を取り巻く環境というのは厳しくなっておりまして、ますます共働きの家庭が増えて来るかと思いますが、そうなった場合、土曜日とか祝日の学童保育の必然性が出ると思います。その中で聞きたいのですが、予算の中の11ページの82～83の中の夜間養護等(トワイライト)事業という事業がありますが、これは承知されているのですか。あるいはこっちの方の金額が非常に少ないのですが、なぜこのような金額が少ないのかお聞きしたいです。

事務局森田： 予算の中身ですのでご説明させていただきます。トワイライトというのは保護

ということなのですが、一時的に保護しなければならない子どもさんが発生した場合にそういう施設で保護する形であり、共働きとかそういう形で面倒を見られないから施設に入れる事業ではありません。虐待とかそういう形の家庭で保育できない、保護できない場合に施設に入ってくださいということですので、河南町ではいくらか予算を取っていますが、ここ2、3年間の実績は0です。

瀧 委員：これはおかしいのではないのか。事業の内容が保護者の仕事等の理由と書いてあるが、文言が不適切ではないか。

事務局森田：仕事というか必然的な仕事という意味で、急に父親だけになったとかそういう場合の緊急の場合にのみということですが。

瀧 委員：学童保育とは全く別ということですね。

事務局森田：現在やっております学童保育は、町内の5つの小学校区の中で児童クラブということでやっています。それは学校が終わってから放課後にお預かりしている部分と夏休みとかそういう時に預かっている事業ですのでまた別の事業です。

瀧 委員：それは分かるのですが、土曜日の学童など休日の学童というのは絶対に増えてくると思います。要望としてそのあたりのことも検討してもらえればと思いますので、今回質問させてもらいました。

事務局森田：今回の総合計画の中の2ページ、子育て支援の充実の四角の黒3つ目が児童クラブのことですが、児童クラブは確かに月曜から金曜と夏休み・冬休みなどの休み期間中だけですので、それを土曜日に拡大するとかそういうことをこの中で充実していくことが今回の計画です。

寺西会長：ありがとうございました。他に質問はございませんか、どうぞ。

中川委員：まず2ページの今ご質問いただいた件と若干関わりがあると思いますが、「児童虐待の未然防止、早期発見を図るため」というところです。この前、最近ですが、児童虐待の件で相談があって、その中でいろんな対策を打った時にこの児童虐待の未然防止に関しては非常に難しいです。例えば、すでに暴力を振るわれて実際にあざとかがある状態では、その後の対応につきましてはやってくれたと聞いているが、未然防止に対してのそういう対策、言葉では簡単に書けますが、実際どうするのか。国会議員にも聞きましたが、事前の対策というのは中々難しいという問題と、また、しつけと児童虐待との区別というか差で親御さんにとってはしつけだと言うかも分からないし、非常に難しい部分です。もう1点、不登校という問題で、例えば、小学校の卒業式に全校出させてもらいました。中学校の卒業式に出席したが、小学校においてはほとんど卒業式に出席していて、感動的な卒業式だったと聞いています。中学校においては、若干名卒業式に出てこられない子どもさんも見受けられました。そういうことで文言の中では書かれている部分、文章としては書くわけですが、実際にやり遂げようと思うと非常に難しい。例えば前回、林委員の方から質問がありましたが、この基本計画の中でさまざまな施策があり、実際それをやっていくためにはあれもこれもと全てやっていくには中々難しい中で、重点的な部分を絞ってやっていかなければ目に見えた形で出来ないのではないかという質問もあったと思います。その中で河南町の第三次総

合計画のこの前いただいた資料の達成状況調査の方で、ほとんどの項目が実施中で完了が極僅かという状況です。実施中におきましては、20%でも90%でも実施中でありその部分があいまいであるから、こういう総合計画の方もあいまいとなり見えた形で現れにくいと思います。私だけかもしれないですが、目に見えた形で10年後の河南町がこういう形になるということがあやふやではっきり見えないです。せつかくこの総合計画審議会の委員に関わってもそういうふうを感じるわけです。そういう意味で先程の話に戻りますが、この1つ1つの文言を書くのはたやすいですが、実際それをやり遂げると、やっていこうという努力が難しい問題であることを踏まえて計画案を作ってくださいたいと思います。そうでないと絵に描いた餅になってしまうと思います。さっき挙げた1つの例においても非常に困難な部分があると、言葉では「児童虐待の未然防止や早期発見を図るために子ども家庭センターとか、こうした関連機関と連携して」と書いてありますが、実際やっていくのは非常に難しい問題であることを再度認識していただきたいと思います。以上です。

寺西会長： ありがとうございます。そういう点に関しては非常に難しいことを踏まえていると思います。そこを少しでも前向きに解決していけるよう検討してもらいたいと思います。

事務局森田： 総合計画で書いている内容の今日の部分で提案させていただいた内容につきましても、目標的な部分で書いている部分と実際に事業化をにらんで書いている部分とが混在しています。総合計画そのものは、町の指針というか今後の行政を進める指針です。そのため、難しい部分が多々ありますが、行政としてこの部分は避けて通れない項目が含まれております。その部分については難しいけれど、それに努めるというか何らかの形で努力をしていくことで書いている部分がありますので、総合計画はあくまで指針という考え方で捉えていただきたいと思います。

中川委員： 私が言っているのは、そういう意味ではなく、第三次総合計画の中で実施中が多いということです。今言っていることは分かりますが、例えば、この部分では完了まで行かなくても10年間で7~8割達成したら1つの目標が達成できたとそういうものを作っていかなければ、いろんな項目があるけれども取り組んだらそれでいいという問題でもないです。取り組みの中でも、例えばこの問題の中では5割くらい出来たら10年間では達成だというものを具体的に細かく詰めていかなければいけない。今言っていたようにどれも大事でどれもおろそかにできないから取り組んでいくのはいいが、取り組んでいって10年間で完了まで行かなくても10年間はどの状況まで持って行くという区分を明確にしてほしいと言っているわけです。

寺西会長： 非常に難しい問題ですね。他に質問はございますか、どうぞ。

柴田委員： 学校関係に携わっていますので、少し話をさせてもらいます。質問はこういう総合計画の基本計画を立てますと全て網羅させてしまいます。今、お話があったように全て10年間でそれを全部やっていくという問題は消化がしにくいと思い

ます。特に教育については、結果が 10 年先に出ると言われます。今やっておいてその成果が 10 年後にやっとなるという状況です。今日やっ明日結果が出るというものは 1 つもありません。2 番の教育の充実というところで、まちづくり計画の中の上から 3 つ目の項目で、ある程度子どもの教育の中で 1 番問題になってくるのが施設の設備を含めたその周りの条件を充実させることが 1 番だと思えます。学校関係の 4 番目の教育関係で 3 歳児保育を検討するという話が出ていますが、幼稚園は今 2 園で、小学校は 5 校あります。少し教育関係の方で統合の方を議会の方でも十分に検討していってもらっておりますが、結論は 3 歳児保育が必要であり、すぐに 3 歳児保育が出来るようになる計画を立てていかなければいけません。どのようにしても計画を立てるには物的な条件も必要になってきますし、だからその次の 6 ページの上から 2 つ目のところなど、色々な施策をこれからやっっていく訳ですが、その中でも特に重点的に 1 番先に取り組んで欲しいと思うのはその 2 点だと思えます。1 つは中学校の教室がありますが、これは少し物的な量がありますので無理だと思えるのですが、やはり近い将来で考えていかなければいけません。10 年間何もやらないわけにはいかないという問題ではないと思えます。その次の 1 番下ですがより良い教育条件・教育環境の充実のため、小学校を段階的に 2 校に統合し、適正配置や適正規模化を図るとなっておりますが、これは教育委員会の方で平成 19 年度に小学校の統合について答申があっ、それを町にあげて議会で話をしているところです。結論としてこの 10 年間で河南町は幼稚園 2 園と小学校 5 校があります。小学校の児童数はどんどん減少しています。この 5 年間のデータによりますと、1.5 倍人口が減少するとデータが出ています。だから早急に適正配置・適正規模化を 2 校に整備をすることが答申の中では理想であるとして出ている訳ですが、そういう答申に基づいて小学校は、10 年間の間くらいに 2 校にしてすっきりした体制をつくり、そのつくった体制の中で新しい教室と色々な施策をさらに重視していくということが大事だと思います。入れ物とか周りの条件を整備しなかったら、いくら入れても色々な問題を解決していく、または、それについて発展的な展開が出来ないと思えますので、5 ページの上から 4 つ目と 6 ページの上から 2 つ目の特にその下の方は早急にひとつ取り組んでいただきたいと思います。以上です。

寺西会長： ありがとうございます。よろしく願います。はい、どうぞ。

駒崎委員： 先日お願いいたしました乳幼児の就園率の問題について丁寧に分かりやすく調べていただき、これを今拝見していてすごく数字の中で色々な意味が込められていることが分かり、本当にうれしいです。これを見ながら色々考えていたのですが、河南町の中で 3 歳児を教育環境に受け入れていくような方向性はすごくありがたいことだなと保護者として実感しています。それに関して幼保一元化、認定こども園ということでこちらの資料の方にも書かれていますけれども、平成 18 年度に国の方から指針が出たとのことですが、ちょうど子どもが今河内幼稚園に通園していますので、園長に幼保一元化について詳しく教えてもらいたいと思っ、て質問しました。しかし、まだ制度が始まって 3 年たらずなので実施園が少なく、

大阪府でも、大阪市と近隣の大阪狭山市と北摂の方で私立の施設がある程度しか園長としても認識していないということでした。具体的にどこかモデル校として見学に行かれたのではないだろうかと思っていたのですが、そのモデルケースをご覧になって町ではどんなビジョンを持って、幼保一元化の具体的な内容を決めていくのかとすごく気になります。先程事務局の方がご説明していただいていたことはすごく納得出来ました。例えば、隣の子どもは幼稚園に行っている、うちの子どもは例えば保育園に行っていることが現状で、同じ世代の子どもなのに保護者の都合や事情に応じて別々の園に行かなければならないところを1つの教育環境にという構想はとても納得出来ます。ただ、そうなった時、1つの教育環境に入った場合に幼稚園にと思って入園している子どもと保育園にと思って入園している子ども、料金面についても教育内容とか保育内容についてもいろいろな融合や線引きがあったと思うのですが、具体的にどんなふうになっているのかがすごく保護者として気になります。それから、将来的に2園にするとのお考えですが、公立ですから校区というものがあるのかなと思います、そこら辺りのところはどうなっていますか。

事務局森田： すごく具体的なお質問ですが、総合計画の中で目指す方向性を示し、それに基づいて具体的な計画そのものを煮詰めていくことになっていきますので、認定こども園そのものの中身についての細かい内容については、今後、その計画等のスケジュールを立ててやっていく形になると思います。

事務局新田： 駒崎さんありがとうございます。今森田課長がおっしゃるとおり、もし次の認定こども園の話しとかの場合は、また、同じように保護者のみなさんまたは、地域のみなさんと色々な意見を聞きながら、そういう場を作りながら制度の導入を進めていきたいと思っています。だからこの場所で全て何もかもガチガチな計画を固めるのは困難です。総合計画は、これから向かっていく方向性を間違いなくその先のベクトルを探そうという話ですので、そういう方向で進めていくことでこの章はお願いしたいと思います。

駒崎委員： 分かりました。校区とかそういうことは、まだ何も決まっていないということですか。

事務局新田： そういう内容も選択の1つだと思います。例えば2つあったとしてもその校区は保護者のみなさんの選択というので、私は会社の近くだから北の方の通勤途中の保育所がいいとか、いやいや近い方がいいというような選択があると思います。そういう場合にそれに応じた選択ができることも1つの方法ですし、それは次の課題ということでよろしくお願ひします。

谷口議員： 7月に柏原にある修徳学院という更生施設に民生委員で研修に行きました。ここは小学校高学年から中学生までの児童が軽微な犯罪、窃盗など犯したため、入所させて更生させる施設です。ご存じの方もたくさんおられると思いますが、ここでいろいろな話を聞き、この施設の良かったと思う点は、ここで更生教育を受け退所した児童は、ここでの履歴がつかないという点です。入所以前に在籍していた小学校あるいは中学校在籍そのまま卒業できる制度が取られ、児童に退所

後の精神的な負担がかからないように配慮されているそうです。ここへの入所原因は、やはり、夫婦の不和や家庭事情によるものが多く、いろいろな問題を起していることです。

文集の中では親への思い、特に母親への思いがすごくにじみでた文章がたくさんあります。更生の途中では、母親への思いがとても強いものがあり力になっているようでした。「三つ子の魂百まで」という言葉もよく聞かれました。子育て中の家庭ではいろんな事情で保育所へ入れなければならないことも、また、金銭的な問題もあります。ただ、出来る限り子どもと両親が長い時間スキンシップがとれるという環境のもとで育てていただければ、将来、子どもの成長にかなり役立つのではと思います。河南町でもいろんな子育て支援・相談窓口があり、国、府でもたくさんあります。町でもいろいろと実施されており、参加される親子がたくさんおられます。僕は、年に何回か子育て支援のボランティアで行くことがあるのですが、参加された親の皆さんは感心するほど熱心に勉強されておられます。今後の子育てについての計画を考えるのですから、子育て家庭においては、いろんな事情もあるでしょうが、親子が楽しく暮らせ、なお、子どもが親の愛を感受出来るよう出来る限り接する時間が多く持てる環境対策をお願いしたいと思います。以上です。

寺西会長： ありがとうございます、他にありませんか。

大門委員： 今皆さま方の意見を聞いていまして、この審議会におきましては、この基本構想に基づいたこの基本計画でいいのかを決めていくことだなと私自身は思っています。私としては、この基本計画はこれでいいのではないかという考えを持っています。実施計画を作っていただきますのは行政ですので、皆さまからいただいた意見をぜひ実施計画の中で反映をしていただきまして、良い総合計画になったというものを作っていただいたらなと思います。今、幼児の問題も色々出てきましたが、幼保一元化や認定こども園に取り組んでいただけるようにしてありますので、今少子高齢化が進行している段階でさまざまな問題が出てくるのだろうなと思っています。これをどのように解決していくのかを見据えて 10 年間の計画をしていくのだろうと思います。それで、これを開いていけるような努力をしていただきたいと思います。それと、今回の計画については協働という言葉が1つのキーワードにあったかと思います。子どもたちの笑顔あふれるまちづくりの中でもやっぱり河南町というのは、潜在的にも持っている力はいいいものがたくさんあると私自身は感じていますので、これを是非いかせるような形でもっていただけるような努力をよろしくお願いしたいと思います。私の意見として申し上げておきます。

寺西会長： そうしましたら、これは基本計画ですので細かなことはこれから方針を決めて対応していくことになるので、基本計画自体に対してのご意見をお聞かせ願いたいと思います。はい、どうぞ。

林 委員： 子どもの数が 100 名減ってくるという状況の中で、例えば私学、私立の小学校・中学校は周辺にどんどん出来てくる可能性があります。その時に河南町としても、

公立小・中学校との競争相手になってくるのが現実です。その辺りではやはり義務教育というか公立小・中学校の教育内容が充実していく必要があるのではないかと思います。下手をすると、何%あるいは何割かがそういう私学の方に流れてしまう現実が起こるのではないかとこの危惧があります。もう1点は地域教育力を高めていくことに関しては、この青少年指導員の活動に委ねていくようなことですが、実際に地域によって青少年指導員の活動の実態が我々としてはほとんど見えてこないです。この辺りはどうなのかなとちょっと疑問があります。確かに青少年指導員はいるという人はいるが、彼らが果たしてどういう活動内容をやっている、いわゆる地域の青少年に対する影響力があるのかという点では非常に1つ疑問に感じています。その辺りはどうかと思います。

寺西会長： ありがとうございます。

事務局森田： 青少年での健全育成では、青少年指導員連絡協議会、青少年指導員さんが40人程度いますが、各地区に最低1人ずつくらいはおられるかだと思います。あと、学校の先生方もここに入ってやっています。町としましては、そういう方々の活動とタッグを組んで行っていくことが第1点の考え方です。確かにここでは青少年指導員連絡協議会と連携を強めるというか活動内容を支援しながら、町としてもそういう形でやっていくことを考えておりますので、ちょっと活動が見えないことは活動の場所とかがあるのかも分からないですけれども、何らかの活発な活動をやっているという認識をしています。

堀井委員： 教育、子育て、子どもに関わる事案は大げさに言ったら国、町の将来にある意味一番密接に関わってくることだと思います。ただ、一方で特効薬もないものです。どこも四苦八苦しています。今ここに書かれている内容というのは学校、家庭、地域この3つのそれぞれのステージがどう補完し合いながら子どもたちを育てていくのかという点です。あえて過激な言い方ですが、私個人が感じるところ、子どもたちが一種祭り上げられた存在になっているのではないかと思います。

もちろん、今の社会は不安定にもなっていて、地域のコミュニティが以前ほどもなく、就労形態も変わっています。昔は道を歩いていてもたいてい田畑に子どもがいて、地域で人が働いていたというそういう昔の姿が今は大きく変わっています。1つはそういう中で子どもたちをこれから厳しく、自分の道を自分で切り開けるたくましさやそういったものを身に着けていくには、地域というのは大きな場ではないかだと思います。もちろん学校も大事ですが、やっぱり地域のコミュニティは、子育てなり青少年の育成というところで、本当に大きな意味を持ってくるとは思っていないかなと思っています。また、例えば学校は先程、公立と私学という話が出ましたが、私学と公立は競争だと思います。公立もこれから例えば小中一貫など、私学と競っていかねばならない、そうでないと、公教育の意味がなくなってくると思います。そういう意味で非常に今回特徴的なこの中の小中一貫であるとか、認定こども園とか、先進的なことも網羅していますので、今のようなご議論を方向性としてどうなのだというところもまた、ご意見をいただけたらなと1つは思います。それと基本計画は出来たらそのままの状態ではなく

て、当然PDCAという形でフォローアップという形が必要になってこようかと思えます。どこかの時点でどういった手立てをしたのかとか、どういう成果が出ているのか、そんな仕組みが、別途今後の行政運営の仕方のところで出てくるかと思えますが、その点はまた事務局の方でも十分な検討もお願いしたいなと思えます。また、その折には委員の皆さまからそういうあり方の議論もいただきたいなと思えます。以上です。

寺西会長： 最後のご意見で次に入ろうと思えます。

中山委員： 今、青少年指導員連絡協議会の話が出ましたので基本計画でなく細かいことを言いますが、私も過去に青少年指導員連絡協議会に在籍していたことがあります。その時に青少年指導員として今のブルーガード石川のように車にマイクをつけてテープを流して巡回していました。青少年を健やかに育てようと週に2回を行っていました。その時は中止になりました。その中止の理由が、住民の反対でやかましくて寝られないという方がいました。昼寝をしていた人もいるのでしょうか。ブルーガード石川からはそういうことは聞いていませんが、そういうことを考えてあとの基本計画で色々な案が出てくると思うのですが、そういうようなよかれと思ってやるにしても、よく検討してやらなければならない。住民の反対が出てくると、それに挫折したり、それでまた一からやり直しということもありますので、そういうこともよく検討していただきたいです。私もこの基本計画には賛成ですので、今から具体化、細かくしていくためには、そういうことがあったことを念頭においてやっていただきたいと思えます。以上です。

寺西会長： どうもありがとうございました。そうしましたら、今の第2章の“子どもたちの笑顔あふれるまちづくり”につきましても、これをもちまして終了とさせていただきます。次の第3章の“安全・安心なまちづくり”につきましても、事務局の方からご説明をさせていただきます。

事務局奥野： それでは、第3章“安全・安心なまちづくり”についてご説明させていただきます。基本構想案におきまして、この第3章の方なのですが、予定施策の体系としまして、9項目をお示しさせていただきました。本基本計画案作成にあたりまして、庁内の方で協議させていただきました結果、2項目を減らさせていただきました。7項目とさせていただきます。その中なのですが、生活自立の援助という項目がありました。それを地域福祉の充実の項目の中に入れてさせていただきます。それと健康増進と公衆衛生の向上の項目と地域医療体制の充実の2項目を1つにまとめさせていただきます。保健・医療の充実という形にさせていただきますのでよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは安全・安心なまちづくりにつきまして今申し上げました7項目の地域福祉の充実、高齢者福祉の充実、障がい者（児）福祉の充実、保健・医療の充実、災害・危機に強いまちづくりの推進、消防・救急体制の充実、消費者保護と雇用対策の充実の7項目になっております。ページの方は11ページになります。

まず、最初に地域福祉の充実です。高齢化や核家族化が進み、高齢者だけ

の世帯が増えてきております。家族だけでは対応が難しい問題も非常に多くなってきております。これまでも社会福祉協議会が中心的な役割を担っていただきまして地域福祉を推進してまいりました。こうした背景から地域で互いに助け合い地域で出来ることは積極的に地域で行っていただき、安心して暮らせる環境づくりがより一層求められております。そのために、これからのまちづくりの方向としまして、1点目の地域福祉の充実を図っていく必要があります。計画の方ですが、(1)地域福祉活動の充実、(2)安心して暮らせるまちづくり、(3)生活自立の援助という形を取っております。

まず、地域福祉活動の充実といたしまして、地域福祉計画に基づき総合的かつ計画的な地域福祉活動を推進してまいります。次に、ボランティア活動などを相互支援する拠点として保健福祉センター（かなんぴあ）がありまして、その機能強化を図り充実をさせていただきます。次に、教育などを通じて住民の交流を促進するため、地域福祉に関する情報の提供や啓発活動を行います。次に、地域活動への参加・人材の育成を図るため地域福祉活動の充実を図ります。最後に社会福祉協議会の活動を支援していくとともに、その他福祉団体との連携のもとに地域ニーズにあったサービスの充実を図ります。

(2) 安心して暮らせるまちづくりの方ですが、見守り活動を通じて地域におけるネットワークの強化を図ります。次に、ユニバーサルデザインに基づき、段差解消を行うなど公共施設の改修を進めて、だれもが社会に参加しやすいまちづくりを進めます。昨今の多様化する相談に対応するため、相談体制の充実を図ります。

(3) 生活自立の援助としまして、生活保護世帯の自立を促すための生活や就労などに関する相談・指導を充実します。このように地域福祉の充実におきましては、地域の中で誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めますということで今回挙げさせてもらいます。

次に、2番目の14ページ、高齢者福祉の充実です。ここについては、高齢化が進む中で1人暮らしの高齢者が増えております。老々介護、認知症などの色々なケアが必要になってきています。また、高齢者が増加している中、これらの方の社会参加や生きがいづくりを促進する必要があります。その前提として、介護予防の充実を図る必要があります。このような課題に対応するために、これからのまちづくりの方向として、高齢者が元気にいきいきと生活できるまちづくりを推進していく必要があります。それでまちづくりの計画として、(1) 高齢者保健福祉計画等の推進、2番目としまして高齢者の生きがいづくり、3番目としまして高齢者にやさしいまちづくり、4番目としまして介護保険サービスの充実という4項目を挙げさせてもらっています。

まず、(1)の方ですが、高齢者がいきいきと安心して暮らせるよう総合的な高齢者福祉を推進してまいります。

(2)の方ですが、高齢者が社会参加できるよう、就労の機会の拡充を図りま

す。次に、スポーツや文化活動など老人クラブ活動を通じた交流促進や生涯学習の充実を図ります。

(3)の高齢者にやさしいまちづくりですが、高齢者に対する虐待も昨今出てきております。虐待防止などの取り組みや啓発を進め、高齢者の人権を擁護することが1点です。次に、社会福祉協議会をはじめ民生委員児童委員協議会等と連携を深め、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進めます。次に、要援護者等の見守りなど災害時における自力で脱出とか移動ができない人のために、災害時の支援の充実を推進してまいります。次に、先程も申しました段差解消など公共施設の改修、在宅給食サービス、緊急通報装置の貸与など安心して生活できるような支援を行ってまいります。

4番の介護保険サービスの充実ですが、高齢者の自立に向けた健康づくりや介護予防の推進を行います。次に、認知症高齢者などに対する相談機能の強化や充実を図ります。次に、在宅介護・福祉施設における介護サービスの充実を行います。最後ですが、公正な介護認定、適切に介護サービス、施設におけるサービスを提供させるように指導を行います。このように高齢者の自立に向けた健康づくりや生活習慣病の予防に向けた取り組みにより元気で長生きしていただけるよう高齢者にやさしいまちづくりや生きがいづくりを進め、介護サービスの充実を図ってまいります。これが2点目の高齢者福祉の充実です。

3番目の障がい者（児）福祉の充実ですが、17ページになります。障がい者（児）福祉の充実については、これまでも障がい者福祉を推進してきましたが、社会参加や自立の促進の面でまだまだ課題があります。障がい者の程度や種類はさまざま障がい者の方々が住み慣れた地域において、自立した生活を安心して送ることが出来る社会の実現に向け、今後とも障がい者の福祉を推進していくことが重要と考えております。このようなことからこれからのまちづくりの方向として、障がい者（児）の自立促進とやさしいまちづくりを推進してまいります。(1)として社会参加の促進、(2)として障がい者（児）にやさしいまちづくり、3番目としましてサービスの充実です。

まず、(1)ですが、障がい者（児）の社会参加の機会や交流の輪が広がるよう支援を行っていきます。障がい者（児）の自立した生活を促進するため、就労支援に努めます。次ですが地域で自立した生活ができるようにボランティア活動の充実を図ります。

(2)の障がい者（児）にやさしいまちづくりですが、差別や偏見、虐待防止に向けた障がい者の人権擁護を図ってまいります。次に、公共施設の改修を進めるとともに、誰もが活動しやすい環境づくりを進めてまいります。また、災害時の救助、安否確認等地域住民を主体とした安否確認等の初動体制の確立を図ってまいります。また、社会福祉協議会と連携し、サービスの利用や日常の金銭管理に関する相談支援を推進します。

(3)のサービスの充実です。入所・通所施設を活用した施設サービスの充実

を図ります。次に、住宅改造や補装具など生活機能を充実することで日常生活での自立支援を促進いたします。次に、経済的負担の軽減のため、医療費助成制度や給付事業について国・府に働きかけます。以上のように障がい者（児）の方に社会参加や就労機会の拡充、日常生活の自立支援、災害時の救助・安否確認など支援体制の充実を図ることを考えております。

4 番目としまして、保健・医療の充実の 20 ページです。高齢化の進行や医療の高度化に伴い医療費がかなり増加しています。医療費の抑制を図り、健康で充実した生活を送るためにも、予防重視の保健事業と住民が主体となった健康づくりを推進することが必要であると考えております。そのため、これからのまちづくりの方向といたしまして、ライフサイクルに応じて健康で安心して生活ができるまちづくり、医療保険制度の円滑な運用を進めていく必要があります。計画の方になりますが、(1)としまして保健予防の推進、(2)としまして感染症対策の充実、(3)の医療対策の充実、(4) 医療保険制度の円滑な運営です。

まず、(1)になりますが、保健福祉センター（かなんぴあ）の機能を充実し、健康づくりや疾病予防を推進します。次に、健康教育・相談を通じて健康の自己管理意識の醸成に努めます。また、健康に関する情報提供を行いまして総合的な健康づくりを推進していきます。健康教育を推進し、生活習慣病の予防の普及・啓発を図ります。また、栄養指導や生活指導などを充実します。健康診査や検診体制の充実を図り、個人のニーズにあった保健指導等を行っていきます。最後になりますが、妊婦・乳幼児が健やかに育つよう母子保健指導等の充実を図ります。

(2)の感染症対策の充実ですが、伝染の恐れのある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種の推進を行います。また、感染症の正しい知識と感染症の予防の啓発・普及を行ってまいります。

(3)の医療対策の充実ですが、かかりつけ医の普及・啓発そして、かかりつけ医を通じた保健医療サービスの強化を図ります。また、歯科診療体制・休日診療所などの充実を図ります。最後ですが、近隣市町村と協力をしながら、広域医療体制の充実を働きかけていきます。

(4) 医療保険制度の円滑な運営ですが、医療費の抑制に努めるなど国民健康保険制度の普及・啓発を行います。後期高齢者医療制度で広域連合と協力して、円滑な運営に努めてまいります。このように健康で安心して生活ができる健康づくりや疾病の予防、特に予防対策として予防接種など感染症対策が必要であると考えています。

次に、5 番目の災害・危機に強いまちづくりの推進で 23 ページです。阪神淡路大震災以後、災害に強いまちづくりが求められております。災害はいつどこで起こるか分かりません。2 日ほど前にもスマトラ沖地震で津波も発生しております。本当に予測が出来ない大規模な災害や事故などさまざまな危機事象が発生しております。また、防犯対策を行っていく必要があるためそう

いった体制が必要となってきました。災害とか犯罪など未然に防ぐことが求められております。そのため、今後のまちづくりの方向として災害・危機に強いまちづくり、災害の未然防止、犯罪のない安全なまちづくりを進めてまいります。計画になりますが、(1)の防災体制の充実、(2)防災基盤の整備、(3)治山・治水・水防対策の充実、(4)危機管理対策の推進、(5)防犯対策の充実の5項目です。

まず、(1)の防犯体制の充実ですが、防災計画に基づき防災活動を総合的かつ計画的に推進します。次に、地域での助け合いを基本とした自主的な防災組織づくりを推進します。消防訓練の実施、訪問指導など保育所、幼稚園、小・中学校及び高齢者世帯など火災・災害の予防の周知を行い防犯意識の啓発や防災訓練の実施を行ってまいります。また、広域的な応援体制など必要な制度の充実や財政支援を国・府に要請します。災害時に自力では避難行動が出来ない人のために、地域での情報把握や緊急時のネットワークづくりに努めます。また、災害時における被害状況や避難情報など、情報共有体制の充実と情報発信力の強化に取り組んでまいります。

(2)の防災基盤の整備ですが、都市基盤の整備や応急物資の確保を図ります。また、耐震診断及び耐震化を行い災害に強いまちづくりを推進してまいります。また、拠点整備における災害時のオープンスペースの整備の検討をします。

(3)治山・治水・水防対策の充実ですが、災害の未然防止、安全性の確保のため、河川改修、老朽ため池の整備を図ります。また、土砂災害を未然防止するため、砂防ダムや急傾斜地崩壊危険対策を促進します。また、関係法律に基づき開発行為に伴う災害防止を図ります。水源のかん養、土砂流出防止など高い公益性を有する森林の保全を図ります。洪水等の災害を未然に防止するため、円滑な水防活動を図ってまいります。

(4)の危機管理対策の推進ですが、国民保護計画があります。この計画の適切な運営を図るため、総合的な危機管理体制の確立に向け、危機管理マニュアルや訓練を実施してまいります。

(5)の防犯対策の充実ですが、青色回転灯防犯パトロールなど、すでに実施しておりますが、地域ぐるみでの防犯体制の強化を図ります。また、関係機関と連携して、防犯意識の高揚に努めてまいります。安心なまちづくりを進めるため犯罪の未然防止や通行の安全確保を図ってまいります。以上災害・危機に強いまちづくり、犯罪のない安全なまちづくりを目指すことが災害・危機に強いまちづくりの項目です。

次に、6番ですが、消防・救急体制の充実で27ページです。住民の生命や財産を守ることは、町の重要な責務です。消防力の向上、救急体制の強化に努めてまいりました。今後も消防力、救急体制の充実を図るためにまちづくりの方向としまして、消火体制の充実、消防力の強化、救急体制の充実を図っていく必要があります。まず、(1)として予防活動の推進、(2)として消防

体制及び消防力の強化、(3)として救急体制の強化になっています。

まず、1点目の予防活動の推進として、地域における自主防災組織の強化を推進します。また、火災発生を未然に防止するため、予防行政の推進を図ります。

(2)の消防体制及び消防力の強化ですが、消防施設・車両・機材を更新して消防力の強化を図ります。また、消防の広域化を進めます。次に、消防団員の資質の向上や装備の充実を通じまして、消防団の活性化を図っていきます。次に、消火栓や防火水槽など消防水利を充実します。

(3)の救急体制の強化ですが、救急救命における救命率の向上を目指し、医療機関との連携を強化して救急体制の充実を図ります。また、救命講習会を実施させていただきまして、人命救助や応急手当の普及・指導を図ります。このように住民の生命と安全を守るために消防救急体制の充実を図ってまいります。

最後に7番目の消費者保護と雇用対策の充実です。昨今、高齢者を狙った訪問や電話による悪質な勧誘・架空請求・振り込め詐欺など手口が巧妙化してきています。また、景気の低迷が続く中、雇用の形態も変化をきています。このような状況の中で消費者相談の充実を図ることにより、消費者保護を進めるという点と雇用については情報の提供、就労相談の支援を図る必要があります。このような課題に対応するために、これからのまちづくりの方向のために消費者保護の推進、雇用の促進、就労相談の充実を図る必要があります。計画としてまず1点目として消費者意識の向上、(2)として消費者相談の充実、(3)雇用対策の充実です。

まず、消費者意識の向上として、悪徳商法や不良品などに関する情報提供に努め、消費者教室などを実施する消費者団体を支援します。次に、小・中学校でリサイクル意識を高める啓発など環境に配慮した消費者行動を促進していきます。

(2)の消費者相談の充実ですが、消費者被害を防止するため、消費生活に関する相談体制の充実を行います。

(3)の雇用対策の充実ですが、新たな産業の振興に努め、雇用の拡充を図ります。また、相談体制の充実を図り、職業情報の提供を推進し、就労支援を行ってまいります。このように消費者保護と雇用対策の2点について進めてまいります。

以上で第3章の安全・安心なまちづくりの説明について、事務局の方の案をお示しさせていただきました。このような方向性・計画につきましてご協議いただければと思っています。以上で説明を終わりたいと思います。

寺西会長：ありがとうございます。この第3章は大変項目も多くて、内容も多岐に渡っていますが、時間で制約してはいけませんが、各項目から1つずつでも何かご意見がございませうか。はい、どうぞ。

中川委員：14ページの高齢者福祉ですが、その前提の高齢者というのは65歳とか70歳

か 75 歳以上の層なのか全体的に身体が弱ってきたことを指すのか、その前提をお聞きしたい部分と、もう 1 点は 22 ページの大阪府の後期高齢者医療広域連合と協力して連携ですが、民主党政権になりまして長寿医療制度(後期医療制度)は廃止するようなことがうたわれています。この部分は引き続きこのままでいいのか、この 2 点を伺いたいと思います。

事務局森田： 高齢者の定義ですが、一般的には 65 歳以上で介護保険制度もあります。一般的には 65 歳以上です。それ以外の難病とか疾病によって対象となっているサービスもありますので、一般的には 65 歳以上と考えています。それと今広域連合の話が出ましたが、確かに民主党政権に変わりました 75 歳以上の後期高齢者医療・長寿社会の医療制度について、見直しをとという議論がなされております。これも重々承知していますけど、現時点で医療制度・保険制度についてはこういう制度になっておりますので、こういう表現にしています。あと審議会が 1 月少しありますので、その間に具体的な新しい制度そのものが発表されたり、決まりましたらその方向で変えることも視野に入れて考えております。この部分については、国の制度に則るものですので、町としては現在の状況ということで、国の制度に基づいてやっていくという方向だけ示せばいいのではないかとという形にしています。現在の状況だけ書いていることでご理解をいただきたいです。

寺西会長： 他にありませんか。はいどうぞ。

槇野委員： 社協という立場で一番関心の高い問題がたくさん出ていますので、2、3 点お願いとご協力の程を申し上げておきたいと思います。随所に社会福祉協議会との連携という文言をお使いいただいています。社協が発足して 20 数年、やっと町の方でも社協をご認識いただいたことで、まずは感謝をしておきたいです。ただ、現状、社協は非常にしんどい思いをしています。これはお金の面でも人の面でもかなりヘビーな仕事が出て来ています。高齢者の介護の件にしても、お財布をお預かりしなくてはならないような方がたくさん増えています。ただ、残念なことに陣容はここ 10 年来、20 年来と言ってもいいと思いますが、全く増えていないし、スタッフそのものが高齢化していることもあって、まず、社協の陣容の建て直しを 10 年はおろか、ここ 1、2 年の間にやらないと高齢化社会あるいは、福祉を目指している町の対応についていけなくなるのではないかと懸念しています。私が入りますまでは、社協は何もしていないのではないかとのご認識が随分ありまして、これをどう脱皮するのかと悪戦苦闘してきたこの 1 年間と私は見えています。まず、ご認識いただいたことに甘える訳ではないが、社協の先程申し上げたスタッフ並びに資金面での充実をここではっきりと具体化していただきたいなと思います。町の福祉部門は、もちろん町にはいろんな業務がありますので、受付業務や相談業務などもありますから河南町の中におられる福祉部隊は 20 数名から 30 名ほどおられるかもしれません。我々は私を入れてたった 7 名で色々なことをやらなくてはならないこと、しかも先程も申し上げたようにニーズがどんどん増えています。だから、まず、社協の充実をご検討していただくのであれば、人的あるいは資金的にこういう方向が必要ということをお知らせ

をさせていただきたいと思いますので、それに沿った詳細図を、また後日お決めいただければありがたいなと思います。指針ですので、あまり細かいことを申し上げることは無いのですが、例えば各校区ごとの地区福祉委員さんをお願いして地区福祉ネット活動をやっていただいております。これはすでに昨年度は大幅なカットを受けて、今年も同じくカットを受けました。社協には埋蔵金なんてありませんので、やむなく善意銀行を取り崩すことも地区福祉委員会にご提案していく決断をしなくてはならないぐらいに資金的には厳しい状況であることを理解して、多少抗議の気持ちも踏まえてお願いしておきたいです。それから、これも申し上げましたがコミュニティソーシャルワーカー事業があります。これはお財布をお預かりする、あるいは一人暮らしの方をお守りすることで1人の人間を張り付けていますが、土日でさえままならないくらい走り回っているのが現状です。これも高齢者あるいは、1人暮らしの人がだんだん増えてきます。これに対する対応も当然我々は考えていかねばならないし、布石は打ちたいのだけれども、残念ながら手が回らないのが実情です。また、それ以外に民生委員さんあるいは、老人会等 11 の団体の事務局会計をお預かりいたしております。これもまた私を交えて7人で行っているのが実情です。1人二つくらい持たないとならないです。それが本業以外にやらないといけない仕事であることをご理解いただけたらありがたいと思います。また、11 の団体を私は民協さんが長男で、老人会さんが次男で、身障協会さんが3男ということで、出来るだけ融和政策で行く方向で動いている最中ですが、何とか子たくさんで 11 人の子どもを持ちますと、中には親のすねをかじるだけかじってやろうと鋭く体制への支援を要望される場所も出てくるようなことでなかなか取り扱いが大変で、これは何とかしないとけないと思い1年間見てきました。そうしますと、お金がこれはチームへの助成金の金額がかかります。

寺西会長： すいません、お話のところ。これは審議会ですので、計画が出来てそれから詰めてもらいたいと思います。

槇野委員： お金の流れを変えていただきたいです。要するに町から直接そちらへ流れると、我々には十分届かなくなります。だから、町、社協、それぞれの団体の流れを変えていただきたいです。この2点をお願いしておきたいです。

寺西会長： ありがとうございます。ご質問は計画案に対しての質問をお願いします。

辻井委員： この文言そのものに問題はないと思います。これは 10 年の計画ですから高齢者の問題についてもちゃんとやっていただけていると思っています。私達は全国組織ですので、国に対応することは全国のところでやっていますし、橋本府政に対するものは府の老人クラブを母体にやっているわけで、国会の方で私達は陳情行動をやっているわけです。だから例えば介護保険制度並びに後期高齢者の問題、これらについても町の関わりというのはあまりないと思います。これはこれで対応する組織で対応していくようにやっております。それから、私どもは現在の町政に対する問題につきましては、何も問題はないです。全部やっていただいておりますので、今後ともよろしくということが私ども老人クラブの意見です、以上で

す。

寺西会長： ありがとうございます、どうぞ。

田中委員： 余計なことかもしれませんが、第三次の計画の福祉のところを見ると、41 ページからずっと各ページにグラフとかデータや写真が載っています。それはこの計画の中にも入れられると思いますが、今回文章だけを書かれているのでそこだけを確認したかったです。前のものはグラフやデータがいっぱいあったと思いますから、それは入れられるのですか。それともう1つ僕だけかも分かりませんが、ユニバーサルデザインは日本語で何というのですか。みなさんが知っているのなら結構ですけども。

事務局森田： 第三次の計画書の中にグラフとか写真とか色々入っています。今回お示ししている部分では、写真とかグラフとか全く入っていないですが、最終的な総合計画の冊子を作成する段階でどういう形、体裁にするのかを決めさせていただきたいと思っています。従いまして、何らかの形で写真とかグラフなどで見やすく分かりやすく総合計画書を作っていく方向です。それは以前に現況と課題とまちづくりの方向という冊子をお配りさせていただいておりますが、その中にもグラフとかが載っていますので、そういったものからピックアップをさせていただいて、そういう形で載せさせていただきます。それとユニバーサルデザインですが、日本語の訳としては人にやさしく誰もが使いやすいというようなデザインです。従いまして、全ての人、健常者も障がい者の方も含めまして歩きやすい道だとか、障がい者の方はそういう点字のブロックがあって歩きやすいという意味で全ての人使いやすいという意味です。色々な施設としてはそういう形ですが、色々な物にもユニバーサルデザインというものがあまして、持ち方が持ちやすくなったペットボトルとか、洗剤のシャンプーとかそういうものを含め、町内のものはそのように考えていきます。

田中委員： 私の意見は日本語で示してはどうかという意味です。

事務局森田： 日本語ではなかなかこれというものは見当たらないことが実情で、特に決まった日本語にはないと思います。ということでこういう形で使わせていただいております。横文字のカタカナ文字ですので、なかなか馴染みが薄い言葉になっておりますが、最近ではいろんなところでも使われるのかなと思っています。

寺西会長： はい、どうぞ。

谷口委員： 災害・危機に強いまちづくりの推進のところ、河南町では、このような防災マップが出されております。災害が起こった場合の避難場所につきまして、僕は青崩地区です。56年前に集中豪雨と台風で大被害を受け、青崩地区が完全孤立しました。道があちこちで無くなり、被害の起こった時間帯が昼の食事時で皆さんが家に居たことで助かりました。家は1軒も流れませんでした。間一髪、昼前まで地区住民が集まっていて食事に帰った後に集会所が流されました。2~3年前にも集中豪雨があり、夜中だったと思いますが、町より避難指示があり、「災害時一人も見逃さない運動」で民生委員しているので気にかかる家に電話を入れると、避難場所が中集会所ということもあり、そんなところに行くのだったら家

にいる。途中で何が起こるか分からないということでした。特に青崩地区は、急傾斜地崩壊危険区域にほとんどの場所が入っています。災害から 56 年もたっています。山の人工林が家の側まで来ているところもあり崩落の可能性も大きい。でも、地区住民の中には、家が安全という方々がたくさんおられますが、それではだめです。すばらしい防災マップも作っていただいておりますが、避難場所の再考をよろしく願いいたします。

寺西会長： はい、ありがとうございます。それはまた町の方でお考えになると思います。他にありませんか。

宮本委員： 第 3 章の文章や構成は随分良く練っていただいているなという印象を受けます。ただ 1 つだけ引っ掛かるのがタイトルのところ。安全・安心なまちづくりと書いてありますが、二つの面から引っ掛かります。この安全・安心の安全とか安心という言葉は、それぞれ単独では昔から使われてきた当たり前の言葉ですが、それを近頃安全と安心をつなげて使うわけ。国政レベルでもよく使われますが、一体それが意味するものは何なのかという問題が 1 つあります。さらに、それ以前の問題として、安全・安心「の」まちづくりという表現は日本語としてはあり得るのですが、ここでは安全・安心「な」まちづくりと形容動詞で使われています。これは日本語の文法としてあり得ないです。ましてや、安全・安心というひと続きの言葉は確か 5 年前にはなかったはず。3、4 年前からどなたかが使い始めて、確かにやや定着してきた感はあるのですが、あくまで流行語のレベルです。今後 10 年間使われる総合計画の中で使われてしまってもいいのかという疑問があります。2 つ目は難しい話になるので、ここであまりお話が出来ませんが、そもそも安全という概念と安心という概念はあまり結びつかないものなのです。安全というのは物理的なセキュリティを高める、あるいは危険でないことを意味するのですが、それと安心というのはイコールではないです。私達はどんなことに安心を感じるかという社会に包摂されているとか、あるいは河南町だったら歴史が脈々と続いてきてこういう風景が受け継がれた、そういうことが安心感であって、本来は安全とそんなに結びつく概念ではないのです。それを無理矢理、安全・安心とつなげて使うことが、その点において気になります。ですから、あまり極端なことは言えないですが、せめて「安全で安心して暮らせるまちづくり」というような表現にした方がいいのではないかと思います。以上です。

寺西会長： ありがとうございます。これもまた町の方でお考えいただいてもらえばと思います。はい、どうぞ。

大門委員： 1 点だけ提案ですが、この安全・安心なまちづくりは地域と一体となった福祉の充実ということで地域という言葉がよく出てきます。ところが、地域というのは河南町全域を指すのか、各地区を指すのかですが、地域となりますと各地区に色んな特徴があると思います。確かに災害に強いまちづくりなど色々ありますが、誰にとって安心・安全かなという時に東山地区などは大学生が来て昼間人口、要するに昼間に来ている人にとって安心・安全なまちづくりをどうしていくのかなどが抜け落ちているのかなと感じています。人口がとっても減少している地域

があって、明らかに空き地が増えている地域の安心・安全をどうするのかというふうには、地域の課題をもう少し反映できるようにしておくことが、安心・安全につながると私自身は思います。定住人口というものに主眼を置くことも確かに大事なことですが、これから人口が減少していくことも課題の1つとしてあるならば、昼間人口の人達、この人達にとって安心・安全をどうするのかということ、また、地域単位にとって色々な社会需要があると思います。各地域のそういうことに少し触れておいた方がこの10年間を通した時に人口増にもつながっていくし、安心・安全にもつながっていくのではないかと、地域と一体となったと書かれていましたので考えていました。それがここでは全体的に少し不十分ではないかと私自身は感じました。

寺西会長： はい、ありがとうございます。他にご意見はございませんか。

筧 委員： 防災無線というのがありますが、あれはライフラインの電気がダメになったらどうなるのですか。発電機にすぐ切り替わるとか、スピーカー自体も電気で動くようになっているのですよね。

事務局森田： 全て電気で動いています。町の方の本体も電気で動いています。拡声機の方も電気で動いています。ですので、停電になると非常用電源が全てに備わっています。町にも非常用電源のバッテリーを付けていますし、仮にそれが長引くようであれば非常用発電機を回して電気を起こす、庁内としてはそういう形です。各拡声機の所にも非常用のバッテリーを付けております。従いまして、ずっと長く停電が続くとバッテリーが消耗してなくなることがありますが、停電が始まってすぐであれば拡声機は音が鳴っていることになっています。

筧 委員： バッテリーはそのまま置いていても、消耗しますよね。そういうことはやっているのか。

事務局森田： それは定期的に交換しています。5年とか、点検は毎年やっているのですが、劣化してくるので、劣化した場合には適宜交換で、年次的に継続的に今年は何年目を迎えましたので何個交換します、次の年に何年目ですので何個交換しますという形でやっていますので、よろしくお願いします。

寺西会長： 他にございませんか。

筧 委員： 治山治水に関して色々やっていると思いますが、そういうことはどうなっているのか。治山治水関係の見直しはしないのか。ダムなども見直していると思いますが。

事務局森田： 公共事業の見直しは、大きな国の直轄事業に関しては国の方で議論がされていますが、町の方で国の直轄事業というのは今のところないです。

寺西会長： はい、どうぞ。

林 委員： 自主防災や自主防犯に関連してですが、自主防災の場合、各地区で防災用の機材を整備していったり、倉庫を整備したりする場合にいずれにしても当初は、地区の方で金額を負担しなければならない状況になると思います。この当たりで整備の進行状況がものすごく遅れてしまうことになる。だから少なくとも見積り段階で河南町から助成金をいただく形で防災なんかの必要機材をそろえていく、あ

るいは倉庫を建てていく形を少なくともとれないか。重要性というか自主防災の場合、そういう災害時の自分たちの身は自分たちで守ろうということでやっているのだから、全て領収書をそろえて、その後になると膨大な金額が発生した時に対応できない状況になると思います。その辺は少なくともそういう見積りなどの段階でやっていただく形でお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

寺西会長： 他にご意見はございませんでしょうか。この後もう少々事務局からのご連絡事項がありますので、ございませんでしたら、これで議論を終わらせていただきまして、次に移らせていただきます。

資料3の第4回審議会会議録を事務局において作成をしています。お手元にお配りしてあると思いますが、この会議録につきまして、皆さま方のご承認を得て公開したいと思います。修正がございましたら、月曜日の5日の午後5時までに事務局までご連絡いただきましたら、修正します。ご連絡がなければ、町のホームページに掲載することによってよろしくお願いします。もしご異議なければそうさせていただきます。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。そうしましたら、そのようにして進めさせていただきます。また、本日の会議資料につきましてもホームページで公開することとなります。以上で本日予定させていただきました議題は終わります。他に何かご質問等はありませんか。はい。

瀧 委員： いつも審議会で鉛筆を用意してもらっているのですが、もったいないと思います。各自ボールペンを持参することで良いと思います。

寺西会長： ありがとうございます。今日、本当に色々と長時間に渡ってご意見を頂戴してありがとうございます。今日いただきましたご意見を参考に事務局の方で進めてまいりたいと思います。今後の日程につきまして事務局の方から説明があります。

事務局森田： この前の第4回審議会の時に5回、6回、7回目の審議会の日程を決めていただきました。その中で最後の11月10日の第7回の日程について事務局の方から12日の方に変更させていただきたいという連絡も差し上げているのですが、事務局の不手際があり、こういう会議の席上で日程を決めさせていただいている関係上、日程変更についてもこの審議会の方で決めていくべきものでありますので、本日あらためて第7回の審議会の日程について、日程調整をお願いしたいと思います。11月の10日は申し訳ないですが、他の公的な会議とのバッティングがありまして、先にそちらの方が決まっていたので当審議会を開くのは難しい状況ですので、11月の10日は変更させていただきたいと思います。12日も特に決定していないのでここで改めて当審議会の日程をお諮りしたいと思います。以上です。

寺西会長： ありがとうございます。11月の10日とこの前ご了解いただきましたが、10日はそういうことでちょっと都合が悪いということです。次の予定日ですが、1つは事務局の都合もあり、11月の12日の木曜日ということですが、はいどうぞ。

村上委員： 11月の10日に決まった時は、12日は都合が悪いということで10日にしたのですが、それをまた12日に戻すということはどういうことですか。あの時、最

初10日か12日と聞いたので、私は12日は都合が悪いということで10日にしてもらいましたのに、もう一度12日にするということではないですよ。

寺西会長： 最初12日といいましたが、12日にするとした訳ではないです。

村上委員： そういう意味ではなく、私が12日は都合が悪いということをお伝えしたのにまた12日という話はおかしいという意味です。

寺西会長： 最初10日に決まっていたのが、事務局の方で10日は具合が悪いことになったので、今から決めていこうと思います。12日はこの前都合が悪いことを言っていました、みなさんの合意を得る場合に、全員の都合の良い日という訳にはいきませんので、1つの候補として12日を挙げます。それから19日はいかがですか、一週間後です。

村上委員： 私は都合が悪いです。木曜日は外してください。

寺西会長： これは全員がいいというのは難しいと思います。

村上委員： いや、分かっていますよ。ただ、あえて木曜日を言っていますから。

寺西会長： ただ、事務局の方の都合が悪いと出来ませんので。

村上委員： 事務局の都合のいい日を何日か示してくれませんか。

寺西会長： 今挙げています。12日、19日、16日はどうですか。16日は月曜日です。よろしいですか。

寺西会長： では、11月16日の13時半でよろしく願います。これは第7回になります。場所はここです。

事務局森田： 場所が変更になりましたら連絡させていただきます。

寺西会長： 日程は、11月16日13時半ということで一つよろしく願います。本日はお忙しい中、長時間に渡り、どうもありがとうございました。